

# パートナーシップ構築宣言

合同会社フードマーク

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

### （個別項目）

#### ●企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

地域資源を活かした商品開発（例：未利用魚や規格外野菜を使った乾燥食品）や、新たな市場開拓に向けた情報・販路共有を推進します。

#### ●IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）

協力事業者とともに、小規模でも運用可能なECや在庫管理ツール等の活用を進め、販路拡大と業務効率化を目指します。

#### ●グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）

食材の乾燥加工技術によるフードロス削減、廃棄原料のアップサイクル（例：明太子の皮、規格外の果物や野菜）により、持続可能な製品開発を実施します。

#### ●健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

従業員が安心して働く環境づくりを目指し、定期的な健康診断やワークライフバランスへの配慮を行います。

### 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

## ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ② 型管理などのコスト負担

現在、当社の製品においては金型等を用いた型取引は行っておりません。

## ③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

## ④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

- ・事業活動を通じて得られた利益の一部を、将来的に子どもたちの学びを支援する返済不要の奨学金制度の創設に充てる構想があります。
- ・配送に関しては、「ホワイト物流」推進運動に賛同を表明しており、今後段階的な対応を進めます。

2025年6月4日

合同会社フードマーク

代表社員 広本秀一